

平成 29 年 7 月 7 日

要配慮者利用施設 管理者様

名古屋市防災危機管理局

名古屋市健康福祉局

避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化について

日ごろは本市防災行政にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

要配慮者利用施設における災害時の利用者の安全確保については、平成 29 年 3 月の通知及び 4 月の説明会等においてお知らせしてきましたが、今般、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、平成 29 年 6 月 19 日に施行されました。これにより、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。

つきましては、下記事項をご確認の上、利用者の安全確保に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

記

1 法改正の概要（要配慮者利用施設関連箇所抜粋）

法令	事項	改正前	改正後	条項
水防法	避難確保計画の作成・提出	努力義務	義務	第 15 条の 3 (1 項、2 項)
	訓練の実施	努力義務	義務	第 15 条の 3 (5 項)
土砂災害防止法	避難確保計画の作成・提出	(新規)	義務	第 8 条の 2 (1 項、2 項)
	訓練の実施	(新規)	義務	第 8 条の 2 (5 項)

※対象施設

水防法：洪水・内水・高潮浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設。現在は内水・高潮浸水想定区域は指定されていないため、洪水のみ対象。

土砂災害防止法：土砂災害（特別）警戒区域内に存する要配慮者利用施設。

2 避難確保計画の作成・提出

(1) 避難確保計画の概要

避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めるものです。

(2) 提出書類

次の文書をそれぞれ 3 部提出してください。

①避難確保計画作成(変更)報告書

②避難確保計画

(3) 提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

(4) 作成方法等

避難確保計画の作成にあたっては、名古屋市公式ウェブサイトに避難確保計画作成の手引き（水害編）及び（土砂災害編）を掲載しておりますので参考にしてください。なお、すでに非常災害対策計画等で水害や土砂災害時の避難確保について定めている場合で、必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます。（既存の計画で兼ねる場合も提出する必要があります。）

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

（名古屋市公式ウェブサイト 暮らしの情報 → 消防・防災・危機管理 → 防災 → 風水害 → 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について のページです）

3 訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知願います。

4 その他

- (1) 既に避難確保計画を作成し、提出済みの施設は、計画の変更を行わない限り、再提出の必要はありません。
- (2) 提出された避難確保計画のうち1部は確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- (3) 避難確保計画の策定状況及び訓練の実施状況については、随時調査を行い、未実施の場合は施設名を公表することがあります。
- (4) 避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」を添付のパンフレットのとおりご案内します。まだ未登録の施設管理者におかれましては、確実にご登録いただくとともに、職員の方にもサービスをご案内いただきますようお願いいたします。

5 お問い合わせ先

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室 電話：052-972-3527 担当：丹羽・岩永

名古屋市健康福祉局介護保険課 電話：052-972-2592 担当：野口・藤井・長谷川